

添付法令資料 4 :

通貨及び銀行の分野における行政違反処罰に関して定めるベトナム政府の議定
(目次)

2019年11月14日付第88/2019/ND-CP号議定/19.12.31施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第3条)
- 第2章 行政違反行為、処罰形式及び罰金額
 - 第1目 許可証の管理及び使用に関する規定違反 (第4条及び第5条)
 - 第2目 組織化、管理及び調整に関する規定違反 (第6条ないし第8条)
 - 第3目 株式、株券及び出資持分に関する規定違反 (第9条ないし第11条)
 - 第4目 資金調達及びサービス提供費用に関する規定違反 (第12条及び第13条)
 - 第5目 信用供与、受託、委託及び銀行間活動に関する規定違反 (第14条ないし第17条)
 - 第6目 信用情報サービス提供活動に関する規定違反 (第18条ないし第22条)
 - 第7目 外国為替及び金取引の活動に関する規定違反 (第23条及び第24条)
 - 第8目 支払い並びに貨幣及び資金の管理に関する規定違反 (第25条ないし第31条)
 - 第9目 信用組織及び外国銀行支店の固定資産の購買及びそれに対する投資並びに不動産取引に関する規定違反 (第32条及び第33条)
 - 第10目 信用組織及び外国銀行支店の活動安全保証に関する規定違反 (第34条ないし第37条)
 - 第11目 預金保険に関する規定違反 (第38条)
 - 第12目 マネーロンダリングの予防及び対策並びにテロ資金援助の予防及び対策に関する規定違反 (第39条ないし第46条)
 - 第13目 情報及び報告制度に関する規定違反 (第47条)
 - 第14目 査察の妨害及び権限を有する者の要求の不実行に関する規定違反 (第48条及び第49条)
 - 第15目 債務の購入、売却及び処理に関する規定違反 (第50条及び第51条)
 - 第16目 銀行活動における情報技術安全に関する規定違反 (第52条)
- 第3章 行政違反処罰権限及び行政違反記録作成権限 (第53条ないし第56条)
- 第4章 施行条項 (第57条ないし第59条)